

別記 2

地域医療勤務環境改善体制整備特別事業

1 目的

令和6年4月からの医師に対する時間外・休日労働の上限規制の適用開始を受けて、地域での医療提供体制を確保しつつ、医師の労働時間短縮を強力に進めていくため、必要な施策を講じる必要があり、特に医療機関としての指導體制を整備し、基本的な診療能力に加え、最新の知見や技能又は高度な技能の修得できるような医師を育成する医療機関においては、診療中に当該教育研修を行う勤務環境改善を含めた働きやすく働きがいのある職場づくりに向けて、他職種も含めた医療機関全体の効率化や勤務環境改善の取り組みとして、チーム医療の推進やICT等による業務改革を進めていくことを目的とする。

2 補助対象事業

(1) に掲げる医療機関が行う、(2) の事業を対象とする。なお、「別記1 地域医療勤務環境改善体制整備事業」、「別記3 勤務環境改善医師派遣等推進事業」を実施している場合であっても対象とする。

(1) 対象医療機関

次のいずれかを満たす医療機関であって「4 交付要件」を満たすもの。

- ①地域医療に特別な役割を担う医療機関のうち、基幹型臨床研修病院又は基本19領域のいずれかの領域における専門研修基幹施設であって、「一般病床の許可病床数100床あたりの常勤換算医師数が40人以上」かつ「常勤換算医師数が40人以上」の医療機関

※常勤換算医師数は、病床機能報告により都道府県へ報告している医師数（非常勤医師数を含む）

- ②地域医療に特別な役割を担う医療機関のうち、基幹型臨床研修病院かつ基本19領域のうち10以上の領域において専門研修基幹施設である医療機関

(2) 対象事業

医師の労働時間短縮に向けた取組として、医療機関が作成した「医師労働時間短縮計画」に基づく取組を総合的に実施する事業。

3 補助対象経費

「2(2) 対象事業」に定めた総合的な取組に要する経費に対して補助を行う。なお、診療報酬により医師事務作業補助体制加算及び看護補助加算を取得している場合、その加算の対象範囲において更に本事業の対象とすることはできないが、その加算を取得していない場合又は加算を取得していてもその加算対象とならない範囲においては、本事業の対象とすることができる。

4 交付要件

次の各号のいずれをも満たすこと。

- (1) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。
 - (2) 年の時間外・休日労働が 960 時間を超えるまたは超える恐れがある医師を雇用している医療機関で、労働基準法第 36 条に規定される労働組合若しくは労働者の代表と結ぶ協定（以下「36 協定」という。）において全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が 720 時間を超えていること。
- ※「年の時間外・休日労働が 960 時間を超えるおそれがある医師を雇用している医療機関」は、「年の時間外・休日労働が 720 時間を超え、960 時間以下の医師を雇用している医療機関」をいう。
- (3) 医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン」に基づき、「医師労働時間短縮計画」を作成すること。その上で、特定労務管理対象機関においては、G-MIS に登録すること。また、当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。
 - (4) 医師労働時間短縮計画に基づく取組事項を当該医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。

5 交付額の算定方法等

補助金の交付額は、次の各号の定めるところにより算出された額とする。

- (1) 当該医療機関が病床機能報告により都道府県へ報告している最大使用病床数（療養病床除く。）1 床当たり、133 千円を標準単価とし、当該病床数に乗じて得た額を補助額の基準とする。
ただし、報告している病床数が 20 床未満の場合は、20 床として算定する。
- (2) (1) の基準額と 3 の経費を比較して少ない方の額を選定する。
- (3) (2) により選定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して、少ない方の額を選定する。
- (4) (3) により選定された額に 4 分の 3 を乗じて得た額を交付額とする。
なお、算出された額に 1,000 円未満の端数を生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (5) 以下のいずれかを満たす場合に、1 床当たりの標準単価を 266 千円まで可とする（令和 8 年度までの措置）。

ア 「大学病院改革ガイドライン」に基づき、「大学病院改革プラン」を策定した大学病院本院であること。

イ 医療機関勤務環境評価センターの評価を受審した特定地域医療提供医療機関又は連携型特定地域医療提供医療機関であって、各年度において、下表に示す時間外・休日労働時間を超過する36協定を締結する特定地域医療提供医師(B水準医師)又は連携型特定地域医療提供医師(連携B水準医師)がいなかったこと。また、面接指導養成講習を修了している者が、3人以上又は特定対象医師10人あたり1人以上いること。

令和6年度の時間外・休日労働時間	1,860時間
令和7年度の時間外・休日労働時間	1,785時間
令和8年度の時間外・休日労働時間	1,710時間